いなべ市観光協会ホームページリニューアル業務委託仕様書

1　業務の名称

この業務は、「いなべ市観光協会ホームページリニューアル業務委託」（以下「本業務」という。）と称する。

2　業務の目的

いなべ市観光協会（以下「当協会」という。）が開設している既存ホームページを刷新し、情報を発信する側、受信する側ともに使いやすく、分かりやすくするとともに、訴求力のあるデザインを施し、情報発信力を高めることで、いなべ市への誘客の促進と観光消費の増加を図り、いなべ市の観光事業の振興と地域の活性化に寄与する。

3　業務の概要

本業務は、新ホームページの制作、ＣＭＳの構築、当該システムの操作教育、オウンドメディアの構築及びホームページリニューアルに伴う総合的なコンサルティングを行う。快適なユーザー体験を提供できるよう適切な情報設計を行い、魅力的な発信ができるページ構成とすること。既存の会員情報及びニュース記事はリニューアル後も引き継ぐものとする。ホームページのリニューアルオープンは令和９年１月３１日とする。

4　委託契約期間

本業務の委託契約期間は、契約締結の日から令和９年１月３１日までとする。

5　委託見積限度額

本業務の委託見積限度額は、１５０万円（消費税を含む。）までとする。

なお、令和９年３月３１日までの維持管理費も含むものとする。

6　業務範囲

当協会が想定している委託業務の範囲は、次のとおりとする。

（１） 企画・デザインの制作
（２） 既存ホームページコンテンツの現状調査
（３） 情報設計・動線設計
（４） 更新頻度の高いページへの CMSの 導入
（５） TOPページを含むすべての固定ページへのフルサイト編集の導入
（６） オウンドメディアの構築・SmartNews等オンラインメディアへのコンテンツ配信
（７） Webサーバー移転・ドメイン移管（メールサーバーの移転は含まない。）
（８） 新ホームページの制作・運営・サーバー管理・セキュリティ管理・ドメイン管理

7　企画提案書作成要領

企画提案書の作成に当たっては、「いなべ市観光協会ホームページリニューアル業務委託仕様書」に基づいて作成すること。ただし、仕様書以上の最新の技術提供や提案者が推奨する企画提案があれば、積極的に提案することを拒まない。

（１） 企画提案書記載事項

ア　会社の概要及び類似の実績を記述すること。

イ　提案内容については、「いなべ市観光協会ホームページリニューアル業務委託仕様書」

に基づき、項目ごとに分かりやすく記載すること。

ウ ホームページリニューアルに係る一連の経費、稼働後の保守委託経費及び保守料などシステム維持管理に係る一切の運用管理費／年額について、見積設計の項目ごとに分かりやすく明記すること。

8　その他

著作権は全て当協会に帰属するものとする。

いなべ市観光協会ホームページリニューアル業務
企画提案実施要領

１　業務の目的

いなべ市観光協会が開設しているホームページを、情報を発信する側、閲覧する側ともに使いやすく、分かりやすく再構築するとともに、閲覧者に対して訴求力のあるデザインを施し、情報発信力を高めることで、いなべ市への誘客の促進と観光消費の増加を図り、いなべ市の観光事業の振興と地域の活性化に寄与しようとするものです。

２　業務の概要

⑴　業務の名称

いなべ市観光協会ホームページリニューアル業務

⑵　業務内容

いなべ市観光協会ホームページリニューアル業務委託仕様書に定めるところによる。

⑶　委託契約期間

契約締結の日から令和９年１月３１日までとする。

⑷　委託見積限度額

本業務の委託見積限度額は、１５０万円（消費税を含む。）までとする。

なお、令和９年度以降の年間維持管理コストについては、別途提示することとする。

⑸　提出先及び事務局

〒511-0274 三重県いなべ市大安町大井田１３０５（三岐鉄道大安駅内）

Tel/0594-37-3514 Fax/0594-37-7723

E-mail： kanko@kanko-inabe.jp

⑹　企画提案書類の提出

次に掲げる企画提案書等については、紙ベースものを郵送で提出するとともに、電磁データについてもE-mail 等で提出するものとする。

ア　企画提案書

イ　会社概要・導入実績

ウ　見積書

エ　導入後の年間保守経費一覧（年額）

⑺　参加資格要件

本企画提案に参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

ア　当協会会員で令和８年度会費を納入している者。

イ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定のいずれ

にも該当していないこと。
ウ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
エ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
オ　当該業務と同等以上の事業実績を有するものであること。
カ　反社会勢力でないこと。

⑻　企画提案書類等の提出期限等

ア　事前質問受付期間

令和８年９月３０日（水）午後５時まで。

※ 原則メールで受け付ける。質問の回答は、メールで行う。

イ　企画提案書等提出期限

令和８年１０月１６日（金）午後５時まで。

※　郵送の場合も提出期限必着で提出すること。

⑼　プレゼンテーション

令和８年１０月３０日（金）の予定。

１業者につき

・企画提案説明及びプレゼンテーション　２０分間以内

・質疑応答　１０分間

・提案業者入れ替え・準備　１０分間

※ 提案の順番については、原則企画提案書を受け付けた順に決定する。
各提案者にメールで通知する。

⑽　選考方法について

いなべ市観光協会ホームページ業務委託事業者選考委員会が選考方法（別紙）に基づき審査・採点し、最高点を得た者を委託業者として決定するものとする。

⑾　その他

ア　企画提案書の作成・提出、プロポーザルへの参加等にかかる一切の経費は企画提案者の負担とする。また、提出書類は返却しないものとする。

イ　選考結果に対する問い合わせは受付しない。